

2021(令和3)年度 あいぽーと NPO法人関連事業予定

4月

運営相談強化月間
(総会・書類提出・各種手続き等)

5月

6月

NPO法人
設立説明会

7月

ばってん4号
発行

8月

NPO法人
設立説明会

9月

10月

NPO法人
設立説明会

11月

ばってん5号
発行

12月

2022

1月

NPO法人
設立説明会

2022

2月

3月

ばってん6号
発行

会計力強化セミナー

団体運営基盤強化セミナー

認定NPO法人説明会

会計力強化セミナー

新設法人
フォローアップセミナー

事務力強化セミナー①
事業報告書

事務力強化セミナー②
書類作成&登記

2021年3月現在、開催日程の調整中です。詳細は、後日お届けするチラシや情報誌、あいぽーとHPで
ご確認ください。都合により日程や内容の変更、中止となる場合がございます。

動画 あいぽーと



NPO法人運営に必要な情報を「NPO法人ミニ講座」としてYouTubeで公開しています。
法人向け動画以外にも、あいぽーとが送る楽しい情報が。

- 第1回「新型コロナウイルス感染対策による総会開催の方法」
- 第2回「事業報告書等提出の確認（基礎の基礎）」
- 第3回「役員変更と登記の実務」
- 第4回「議事録の書き方」

今後も、どんどんアップしていきます！ ぜひチャンネル登録を！



NPO法人向け 無料専門相談会（2021年度）のご案内

あいぽーとでは、定期的に専門家によるNPO法人向けの無料相談会を実施しています。
初歩的なことから困難な悩みまで専門家が適切なアドバイス！是非ご利用ください。【要予約：1週間前まで】
＊なお、新型コロナウイルス感染症対策により中止となる場合もございますので、事前にお問い合わせください。

NPOのための会計・税務 無料相談会 【6月～ 毎月 第3火曜日 13:30～16:00】

日常の会計処理から決算書類作成、税務に関する疑問など…
初歩的な疑問から専門的な相談まで、南九州税理士会の専門家が、日頃の悩みにお応えします!!

NPOのための労務管理 無料相談会 【毎月 第3水曜日 13:30～16:00】

労働保険や社会保険の手続き、スタッフ雇用に関する疑問など、熊本県社会保険労務士会の専門家が、労務管理のご相談にお応えします!!

NPOのための資金づくり&法人運営 無料相談会 【毎月 第2土曜日 13:00～18:00】

事業実施のために欠かせない助成金申請などの資金調達、事業計画や予算の立て方など、法人運営に関わるさまざまな
お悩みに、中小企業診断士(NPO法人地域診断士研究会)がお応えします!!

あいぽーと NPO法人情報誌

ばってん

Vol.3
2021
4月

発行：熊本市市民活動支援センター・あいぽーと 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 ウェルバルくまもと1F
TEL 096-366-0168 FAX 096-366-8830 E-Mail aiport_kumamoto_city@joy.ocn.ne.jp
URL http://www.kumamoto-aiport.com/ FB https://www.facebook.com/profile.php?id=100028044380759

INDEX

- 2020（令和2）年度下期 設立法人
- 【特集】総会運営の手引き
- 『貸借対照表』の公告、ちゃんとできていますか？
- 【ふれあい訪問Report】法人さん、おじゃましま～す
- 2021年度NPO法人関連事業・動画deあいぽーと・無料専門相談会のご案内



New Face 2020（令和2）年度下期 設立法人



NPO法人 逢桜の里 設立：2021年2月22日

【目的】この法人は、「人がつながり笑顔あふれる『居場所』を創造する」をミッションに掲げ、地域住民、とりわけ社会的に弱い立場にある人々に対し、社会内の障壁や人々の垣根を取り払った交流の場の形成に関する事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする。

【代表者】柿木恵美代表理事 【事務所所在地】熊本市中央区



NPO法人 坪井川遊水地の会 設立：2020年12月15日

【目的】この法人は、坪井川遊水地周辺地域の住民（高平台校区、壺川校区、黒髪校区及び清水校区の4校区約4万5千人）に対して遊水地を生かした環境保全活動及び地域安全活動等に関する事業を行い安全で住み良い住環境美化意識の高揚に寄与することを目的とする。

【代表者】中野正一理事長 【事務所所在地】熊本市中央区



NPO法人 颯の架け橋 設立：2021年2月5日

【目的】この法人は、「差別ゼロ、偏見ゼロ、固定観念ゼロの地域コミュニティの創造」をテーマに掲げ、障がい者や引きこもり生活者等いわゆる社会生活に参画しづらい人々に対し、「語ること」「触れ合うこと」「働くこと」を通して相互に生きがい、やりがいを見つけてもらう場を提供し、自立に向けた将来設計と思いやりのある人間形成に寄与することを目的とする。

【代表者】山下靖子理事長 【事務所所在地】熊本市北区



NPO法人 にじのわ 設立：2021年3月（登記申請中）

【目的】この法人は地域社会で暮らしを必要とする人々や障害者、その家族に対して、居宅介護支援を中心とした事業を行い、すべての人々が安心して在宅で暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。

【代表者】金子裕美理事長 【事務所所在地】熊本市東区

あいぽーとより、NPO法人の設立をご検討中のみなさまへ（1団体につき1時間程度）

NPO法人 設立相談窓口 毎月第2金曜日 10:00～12:00
開設中 事前予約制 毎月第4金曜日 14:00～16:00

詳細は、熊本市市民活動支援センター・あいぽーとまで

熊本市所管の法人数（2021年3月現在） 認証法人：309法人 内 認定法人：5法人

特集

総会運営の手引き

総会準備～招集～総会開催～所轄庁書類提出



まずは『定款』を確認しましょう!!

- *「理事会」と「総会」で、議決すべき事項の違いは？
- *役員(理事・監事)の任期はいつまで？(改選期か否か)？
- *役員を選任するのは、「総会」or「理事会」？
- *「理事会」「総会」の招集・表決の方法は？

総会運営の手順モデルケース

1. 役員は総会で選任。
2. 役員の任期に、伸長規定あり。
3. 事業報告、決算等については、総会で議決する。

役員の選任、伸長規定、議決方法（総会又は理事会）など、法人によって手順が異なってきます。下記の運営手順は、左のモデルケースで作成しています。

①理事会

事業の振り返り、新年度の方針や事業計画について検討する。
役員の就任・退任に関するを確認する。
総会開催日程や総会に諮る審議事項を検討する。
開催後は議事録を作成する。
*事業年度終了前後で、数回開催する場合もあり。

②決算・監査

総会に諮る資料（前年度の事業報告書等および決算書類）を作成。
監事の監査を受ける。

③招集通知・資料発送

会議の目的・内容・日時・場所等を記載した招集通知、総会に諮る資料、欠席者用の委任状・書面表決書を、社員（議決権をもつ会員＝正会員）全員へ発送するとともに出欠の確認を取る。

④出欠表・委任状他の回収

総会の開催に必要な人数を確保するためにも、欠席の場合は委任状又は書面表決書の提出を促す。

⑤総会

委任・書面による表決者を含めた出席者数を確認し、事業報告や議決事項について議決を行う。定款変更は必ず総会で議決すべき事項。
総会終了後は速やかに議事録を作成し、議事録署名人欄に署名を依頼する。
役員改選があり、代表権のある理事を互選する必要がある場合は、別途、改選後の理事による理事会を開催する。

⑥納税申告(減免申請)(免除申請)

収益事業を行っている法人は、事業年度終了後2ヶ月以内に税務署・市役所・県税事務所に納税申告を行う。
収益事業を行っていない法人の法人市県民税均等割は、市へは事業年度終了後の納期限までに、県へは毎年4月末までに納付申告を行う。市への減免申請は事業年度終了後の納期限までに、県への課税免除申請は事業年度終了後3ヶ月以内に行う。

⑦貸借対照表の公告

定款で定めた方法に基づき、貸借対照表を公告する。
*定款で貸借対照表の公告を定めていないところは、定款変更の手続きが必要です。総会の議決事項に定款変更を追加しましょう。

⑧所轄庁へ書類提出

事業年度終了から3ヶ月以内に所轄庁へ事業報告書等を提出する。
他に総会において変更のあった事項については、必要に応じて所轄庁へ届出、あるいは申請するとともに、変更のあった登記事項については、定められた期限内に法務局にて登記する。

『貸借対照表』の公告、ちゃんとできていますか？

2016(H28)年のNPO法改正により、NPO法人は資産総額の登記がなくなった代わりに、『貸借対照表の公告』が義務化されています。*2018(H30)年10月以降公告を行わない場合は20万円以下の過料の対象となります。

貸借対照表の公告の方法は下記の4種類があり、定款に規定している方法で行います。

- ①官報への掲載
- ②日刊紙(新聞)への掲載
- ③電子公告[「この法人のホームページ」または「内閣府ポータルサイト」(法人入力情報欄)]
- ④主たる事務所の掲示場への掲示

(公告)
第〇条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、●●●●●●●●に
掲示(掲載)して行う。

法改正に伴う定款変更を行っていない法人

つまり、上の公告の条文で「ただし～」以降が規定されていない法人

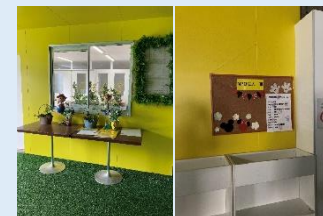
必然的に、
「**官報**」に掲載することとなり、
毎年**掲載料**が発生することになります。

③「**電子公告(法人のHP・内閣ポータルサイト)に掲載**」と規定している法人
⇒5年間の掲載が必要です。

④「**主たる事務所の掲示場に掲示**」と規定している法人
⇒誰もがいつでも見やすいところに、1年間掲示するという条件を満たす必要があります。

【ふれあい訪問Report】法人さん、おじゃまして～す

あいぽーとでは、社会貢献活動として地域の課題に取り組むNPO法人の活動の頑張りをも市民の皆さんに少しでもお伝えしていきたいとの思いで訪問活動を行っています。
今号から、ふれあい訪問Report「“法人さん、おじゃまして～す”」として掲載していくことにしました。
訪問時には提出書類や組織運営のほか、認定についてのご相談もお受けしています。



NPO法人 華(フワワ)
昨年、事務所を移転され、変更される事業の準備に取り組んでおられました。

NPO法人 絆

提出書類作成についての相談を受けての事務所訪問。事務所は白で統一されており、清潔感があって、気持ちも明るくなります。整理整頓は大事ですね。



NPO法人 熊本福祉会

予定した訪問先の近くに法人の看板を見つけ訪問。
突然の訪問にも仲間の皆さんに快く迎えていただき、理事長としばし懇談。活気に満ちた事務所では新事業の取り組みの準備をしておられ、「大変だけど頑張っています!」と元気に話してくださいました。



【振り返り】

NPO法人の皆さんの活動に触れとても嬉しく元気になりました。
法人の皆さんの活動がさらに活気あるものになるよう、あいぽーとも法人の活動を応援してきたいと思います。